

白井市教育委員会会議録

○会議日程

令和2年1月7日（火）

白井市役所東庁舎3階会議室302

1. 教育長開会宣言
2. 会議録署名人の指名
3. 前回会議録の承認
4. 委員報告
5. 教育長報告
6. 議決事項

議案第1号 白井市学校体育施設開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第2号 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に係る点検及び評価に関する報告書について

7. 報告事項

報告第1号 令和2年度の教育のICT化に向けた環境整備について

報告第2号 準要保護児童・生徒の認定に係る報告について

8. 委員質疑 (1) 本年度の市内小中学校勤務実態調査の結果と今後の取組みについて
(2) 特別教室へのエアコン設置予定について
(3) 白井市民文化祭表彰式について

9. その他

○出席委員等

教育長	井上 功
委員	小林 正継
委員	川嶋 之絵
委員	高倉 聡子
委員	齊藤 豊

○欠席委員等

なし

○出席職員

教育部長	小泉 淳一
教育部参事	鈴木 直人
教育総務課長	板橋 章
生涯学習課長	石戸 啓夫
文化センター長	石田 昌弘
書記	山本 麻奈美

○教育長開会宣言

○井上教育長 皆さん、あけましておめでとうございます。新年初めての会でございます。今年もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これから令和2年第1回白井市教育委員会議定例会を開会します。

本日の出席委員は4名です。教育長の私を合わせると、本日の出席は5名でございます。

議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりです。

○会議録署名人の指名

○井上教育長 会議録署名人の指名。

会議録署名人の指名をいたします。

本日は、小林委員と齊藤委員に署名をお願いします。

○前回会議録の承認

○井上教育長 3、前回会議録の承認。

前回の会議録の承認を行います。訂正等がありましたらお願いします。

よろしいですか。

[「はい」と言う者あり]

○委員報告

○井上教育長 4、委員報告。

委員報告を行います。各委員からお願いします。

○齊藤委員 昨年12月13日、七次台中学校の立春式に参加をいたしました。市内ではマンモス校であり2年生で187名の生徒がいました。市内各中学校、立春式は生徒だけでやるということで、完璧ではないところがまた中学2年生の子供から大人になる時期なのかなというところが、手づくり感がすごく良かったと思います。私もスピーチをさせていただいたのですけれども、今後、大人の仲間入りということで、自由と責任を手に入れるということをお話してきました。

以上です。

○井上教育長 ありがとうございました。

ほかにございますか。

[「なし」と言う者あり]

○教育長報告

○井上教育長 それでは5、教育長報告。

私から教育長報告を行います。

私は1件でございます。

12月10日火曜日、桜台小学校に日本フェンシング協会の学校訪問がございました。これは今年

のオリンピックに向けて、いろいろな種目をやっているのですけれども、本物を子供たちに見せるということで、県が照会を行って手を挙げた学校、市内でも四、五校あったのですけれども、その中から抽選で桜台小学校が当たったということです。

オリンピック選手やプロのMCが来て、非常に子供たちを楽しませるフェンシング体験や、あと画像がすごい、子供たちが喜ぶようなものを展開して、1時間半ぐらいだったと思うのですけれども、プロがつくった企画なので非常に素晴らしいものでした。子供たちも非常に楽しく参加しておりました。

私からは以上でございます。

委員報告、教育長報告につきまして、ご質問がありましたらお願いします。

よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○非公開案件について

○井上教育長 続きまして、非公開案件についてお諮りします。

報告第1号 「準要保護児童・生徒の認定に係る報告について」。これは白井市情報公開条例第9条第1項第1号の個人に関する案件であるため、非公開がよろしいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○井上教育長 報告第1号については非公開といたします。

これから議事に入ります。公開案件から先に行います。

本日の議事の進行については、白井市教育委員会会議規則第29条の規定により川嶋委員を指名したいと思っております。

川嶋委員には、議決事項、7、報告事項、8、委員質疑に係る議事の進行について、よろしく願いいたします。

○川嶋委員 ただいま教育長より指名されました川嶋でございます。

これより、6、議決事項、7、報告事項、8、委員質疑に係る議事の進行を行いますので、ご協力をお願いします。

議案第1号 「白井市学校体育施設開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について」

○川嶋委員 最初に、6の議決事項についてお願いします。

議案第1号 「白井市学校体育施設開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。

○石戸生涯学習課長 議案第1号について説明をさせていただきますが、説明の前に、恐れ入りますが資料の訂正をさせていただきたいので、どうぞよろしくお願いいたします。

訂正箇所は2カ所ございます。一つは、議案の裏面の資料の1ページでございます。「白井市学校体育施設開放に関する規則の一部を改正する規則」という表題がある資料中です。表題を除いて、上から16行目に「取消し、又は制限する」という表現がございます。その中の「又は」という表現が

誤りで、「及び」という文言に訂正をしまして「取消し、及び制限する」と訂正していただきたいので、よろしく願いいたします。

同様に次、3ページになります。3ページは新旧対照表になりまして、新旧対照表の左側の部分になります。改正案のほうの第7条の中の「取消し、又は制限する」という表現も、「又は」という表現が誤りですので、「及び」という表現に訂正させてください。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石戸生涯学習課長 皆さん、大変お手数おかけして申しわけありません。

それでは、議案第1号「白井市学校体育施設開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明いたします。

白井市学校体育施設開放に関する規則の一部を改正する規則を次のように、次のようにとは次ページ以降の案になりますが、制定するものです。

本案は、学校体育施設開放に関する事業において、学校体育施設の健全な運営を図るため、規則を制定するものでございます。

裏面をごらんください。

1、2ページで、白井市学校体育施設開放に関する規則の一部を改正する規則案を示しておりますが、変更内容をわかりやすくご説明させていただくため、3、4ページの新旧対照表を使ってご説明させていただきます。よろしく願いします。

まず、「利用者及び登録」に係る第4条の部分で、団体条件の内容になりますが、現行規則の2項の「市内に在住、在勤又は在学する10人以上の者で構成し、統括を行う成人の代表者がいる団体であること。」から、改正案のほうでは「10人以上の者で構成され、統括を行う成人の代表者がいる団体であり、構成員の半数以上が市内に在住、在勤又は在学していること。」と改めます。

それから、現行規則3項の「営利を目的としない団体であること。」を第4項として繰り下げまして、その前に新たな3項として、「団体の活動拠点が白井市であること。」を加えるものです。

まず、2号に関する変更理由は、現行の規定では、例えば300人ぐらいの、以上の大きな団体があったとしても、10人の市内在住、在勤者がいれば、その要件を満たしてしまえば、白井に関係ない人が290名以上いても、団体登録し利用することができるため、利用者の少なくとも半分以上が白井関係者となるようにするためのものでございます。

3号の変更理由は、2号の変更ともかかわりますが、市外を拠点として、広域展開するNPOのクラブチーム等がふえている背景があり、そうした団体の利用で独占されてしまうことがないよう、また、白井拠点の団体が増えてもらいたいなという思いで改めるものでございます。

次に、「利用責任者の責務等」に係る第5条の部分ですが、第2項中の「運用管理など」という言葉を「利用」と改め、第3項として、「登録団体の代表者は、利用責任者を兼務することができる。」という一文を追加するものです。これは学校体育施設を運用管理するのは、あくまでも教育委員会で、団体は利用者であることから文言を修正するものです。また、利用責任者は利用に当たり、団体を監督できるものがふさわしく、多くの場合は団体の監督者は代表者であるため、兼務を可能とする規定を加えるものです。

続きまして、登録の申請等に係る第6条の部分で、これも文言修正になりますが、現行第2項中の

下線が引いてあります「より利用団体登録申請書の提出があったとき」という文言を「よる提出を受けた場合」に改め、第5項中の「利用団体登録申請書」という文言を「登録」という文言に改めるものです。これは資料中では略すとしていますが、書いてごさいませんが、第6条第1項の規定では「利用団体登録申請書」と「利用計画書」「構成員名簿」の三つの書類の提出を義務づけておりまして、審査の書類として、あるいは変更が伴う場合の届け出の必要な内容というのは、「利用団体登録申請書」に限定されないことから改めるものです。

続きまして、第7条となります。この条項は、現行では「登録の取消し」に係るものですが、これを「登録の取消し及び制限」条項に改めます。現行条文中の「取り消す」の文言を「取消し、及び制限」に改めるものです。これは現行規則では登録の取り消しができても、年度がかわれば、その団体が、また申請や登録を行うことが可能で、そうした中で指導を行っても違反を繰り返し、学校現場から、今後の利用について嫌だと言われるような団体が残念ながら現れてきてしまいました。学校体育施設開放というのは、学校及び近隣住民のご協力を得て成り立っている現状がありまして、一時的な取り消しだけでは改まらない団体が出てきた以上は、登録を制限することもできるように改めるものです。

続きまして、「一時利用の申請及び許可」に係る第10条について、現行規定の第2項から4項を順次、項番号を一つずつ繰り下げる形で、第3項から5項へと改め、改正案では1項の後に、新たな2項として、「一時利用は、他の登録団体が定期利用していない場所及び時間のみ利用できる。ただし、登録団体間で調整し、合意を得た場合は、この限りではない。」という文言をつけ加えるものです。これは利用希望日程が重なったとしても、大会の開催等のために団体同士が話し合っ譲り合っ解決している例があること、自主的な話し合いと合意ができる、自立した団体が増えてもらいたいということで規定を設けるものでございます。

最後に、「別記」の部分になりますが、「別記」の開放施設、開放する日、開放時間の変更に係るものです。下の表が現行規則で、上が改正案になります。

変更のポイントは、まず開放する施設として、中学校の部分になりますが、部活の時間との兼ね合いが、ナイター等の照明施設がない関係で、提供できる時間がほとんどない運動場、庭球場は開放施設から外すものでございます。

次に、開催する日につきまして、公民館等の公共施設等が全て休館となる年末年始は、施設の鍵の貸与、返却が確認できないこともあって、学校のセキュリティーを守ることも困難となります。それ以外、年末年始以外の土日、祝日、休日は、平日は開放することも可能なため、それに合わせるものでございます。

それから、開放する時間につきまして、中学校の部分で改めるところがありまして、部活との兼ね合いや体育館等の同時利用が実際にあるという観点から、武道場を体育館と同じ時間帯の午後7時から10時とし、また部活とはかかわっていない弓道場につきましては、午前9時からの利用を可能とするものです。

以上が今回の改正内容となります。これについてご審議いただくよう、よろしくお願いいたします。
○川嶋委員 ありがとうございます。

報告第1号について、ご質問等がありましたらお願いします。

○小林委員 先ほどの中で、取り消しのところ「取消し、及び制限」という、きつい言葉が入ってき

た背景があるからだと思いますのですけれども、差し支えない範囲でそのような具体例を挙げていただければと思います。

○石戸生涯学習課長 この制限という内容につきましては、どういうことを想定しているかという、今までは利用規定に違反した場合は、取り消しにはなるのですけれども、実際には取り消しても、この運用上、毎年毎年の申請登録という形にしておりますので、例えば1回取り消しても、すぐ、場合によっては1カ月後にはまた申請ができるという形になっております。そういった中で、同じような違反を繰り返す団体が、実はありまして、それが余りにも目に余るという形で、学校からも、もうこの団体については使わせないでほしいという、そういった団体が実際出てきております。こういう厳しいことは余りしたくはないのですけれども、この制限というのは、例えば取り消しをするだけじゃなく、取り消しの上、向こう1年間、あるいは、そういうような形で登録をさせないという形のペナルティーを与えられるようにできるものです。

○小林委員 恐らく、借用に当たっての常識を超えるような、ひどいというか、そういう使い方があったのだということだと思いますので、仕方ないかなとは思いますが。

以上です。

○川嶋委員 ほかにございますか。

○高倉委員 関連で、今の7条の制限についてのことです。ご説明では、向こう1年、登録を制限するというお話でしたけれども、その1年制限、ここに書いてある制限でイコール1年と決まるわけではなく、それはそのとき、そのときの判断で短い場合も、より長い場合もあるということですか。

○石戸生涯学習課長 委員のおっしゃるとおりでございまして、1年と決めているわけではありません。その内容によってケースバイケースで、いろいろ考えて決断を出すことになると思います。

○高倉委員 その登録のことで、そういった形で不適切な使用をする団体を制限するという趣旨はわかるのですけれども、団体名を変えたり、構成メンバーを多少変えるという形で新しい団体として登録することは、物理的には可能なのですか。

○石戸生涯学習課長 物理的には可能になります。ただ、名簿が全く同じということではばれませんが、その辺を変えてしまわれた場合には、そこをこちらで調べることができない部分もありますので、全く前の団体がだめだったので、新たな団体にみんな移ったのだよということに説明されてしまえば、それに対抗することはできません。

○高倉委員 わかりました。

続けて意見ですけれども、つけ加えて。そうはいつでも、登録団体それぞれで団体登録を同じ、例えばスポーツとか文化団体にしているの、わざわざ登録団体をころころ変えることは余りないとは思っているのですけれども、もしかしたらそういうこともあるかなと思って、今質問しました。非常にレアケースだとは思いますが、このような取り消しと制限という形での対応で、極端な利用不適合なところは制限できるとは思います。

○川嶋委員 ほかにございますか。

○井上教育長 確認なのですけれども、この利用団体の様子、その練習の風景とかを実際に見に行くというようなことは、監視も含めたりするのですけれども、たまにあたりはするのでしょうか。

○石戸生涯学習課長 実は昨年から、団体がどういうふうに使われているのか、常時ではないのですけれども、時々抜き打ちで調べさせていただいております。というのは、どういう形で使ったのか、

書類とか報告書を上げてもらったりするのですけれども、つじつまが合わないものがあったりします。4で、そういった団体であったり、近隣住民からもいろいろ苦情が来たことがございまして、その期間に関しましては、関係する、ある特定の学校なのですけれども、その特定の学校の施設を利用する団体について調べさせていただいて、指導して、追加でまた抜き打ち調査を行ったことがございます。以上です。

○井上教育長 時間外で大変だと思うのですけれども、たまには必要かなと思います。

○川嶋委員 ほかにございますか。

では、ご意見等が出尽くしたようですので、議案第1号についてお諮りします。

議案第1号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○川嶋委員 それでは、議案第1号は原案のとおり決定します。

議案第2号 「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に係る点検及び評価に関する報告書について」

○川嶋委員 続きまして、議案第2号 「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に係る点検及び評価に関する報告書について」説明をお願いします。

○板橋教育総務課長 議案第2号 「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に係る点検及び評価に関する報告書について」ご説明いたします。

本案は、平成30年度事業対象の点検及び評価について、別添報告書のとおりとするため、提案するものでございます。

この報告書は、教育委員会が平成30年度に実施した事務事業の取り組みについて、教育長、教育委員、学識経験者を交え点検及び評価を行い、事務事業の改善や見直しを進め、効果的・効率的な教育施策の推進に資するため、取りまとめたものでございます。

今年度は、令和元年9月18日に白井市教育委員協議会を開催しました。平成28年度から白井市第5次総合計画・前期基本計画・実施計画がスタートしていることから、あらかじめ事務局において選定しました事業について点検・評価を行うこととし、令和2年度までの前期基本計画・実施計画期間の計画期間内において順次行うこととしております。

今年度は、30年度に実施した事務事業のうち、8事業について点検が行われたところです。

それでは、1ページをごらんください。

第1章は教育大綱であります。

平成28年5月に作成しました教育大綱については、市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱というだけでなく、平成28年度からスタートした白井市第5次総合計画・前期基本計画では、教育分野における計画に位置づけられることから、第1章として、教育方針及び基本目標を示させていただいたものでございます。

2ページでは、第2章、点検及び評価について、方法について掲載してございます。1の点検及び評価の対象では、白井市第5次総合計画・前期基本計画の主要事業である重点戦略事業8事業、分野別計画事業28事業の36事業を対象とする旨、記載しています。

2の点検及び評価の実施体制では、毎年、重点戦略事業及び分野別事業の中から選定した事業の点

検・評価を実施、全ての事業は平成32年度、令和2年度になるのですが、前期実施計画の期間内において、順次行っていくこととしており、方法としては事前に担当課で自己評価を行った事務事業評価シートをもとに、教育長、教育委員、学識経験者8名による白井市教育委員協議会において実施する旨を記載しております。

3の点検及び評価の観点につきましては、各事業の必要性、有効性及び効率性の観点から事業の点検・評価を実施し、その上で事業の課題などを抽出し、改善により期待される効果について検討する旨を記載しています。

3ページから9ページには、参考としまして、第5次総合計画・前期実施計画の事業一覧を掲載しています。

また、10ページには、教育委員会の点検・評価対象事業一覧としまして、36事業の一覧表を記載してございます。

本年度実施事業につきましては、点検評価の時期に、一番右に時期とありますけれども、31と記載してございます。

11ページから18ページまでは、第3章の点検及び評価としまして、今年度に点検・評価をしました8事業について、1、事業概要、2、主な意見、3、課題及び見直し、4、評価及び改善提案について、それぞれ示しております。

19ページから22ページにつきましては、参考資料としまして、教育委員会の活動状況について、23ページにつきましては、備考資料として、今回の事務事業評価シートを添付させていただいております。

この報告書につきましては、本日の定例会において議決をいただきましたら、その後、市議会に速やかに送付いたしまして、市民への皆様には、市ホームページなどを使って公表していく予定となっております。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○川嶋委員 ありがとうございます。

議案第2号について、ご質問等がありましたらお願いします。

○齊藤委員 確認をさせていただきたいのですが、この点検及び評価というのは、毎年行っているのですか。

○板橋教育総務課長 はい、毎年行っております。教育委員会では、計画に位置づけられている事務事業、全部で36事業あるのですが、それを5年間でやっています。今年度は8事業やっているので、10ページに各年度の実施状況が入ってまして、空欄になっているところが来年度にやる予定となっております。

以上です。

○齊藤委員 ありがとうございます。

○川嶋委員 ほかにはいかがでしょうか。

では、ご意見等がないようですので、議案第2号についてお諮りします。

議案第2号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○川嶋委員 それでは、議案第2号は原案のとおり決定します。

以上で議決事項を終わります。

報告第1号 「令和2年度の教育のICT化に向けた環境整備について」

○川嶋委員 次に、7の報告事項についてお願いします。

報告第1号 「令和2年度の教育のICT化に向けた環境整備について」説明をお願いします。

○小泉教育部長 それでは、報告第1号 「令和2年度の教育のICT化に向けた環境整備について」ご説明をいたします。

本報告は、令和2年度のICT化に向けた環境整備の調整状況につきまして報告をするものです。

1ページ目をごらんください。

令和2年度は、小学校の児童用パソコンのリプレイスを行うことになっておりまして、この1ページの内容は、それに伴いまして、市長部局との行政経営戦略会議に付議し、決定を受けた内容となっております。

7月25日の市長部局が開催しました総合教育会議で説明した内容と重複する部分もございますが、お聞きいただければと思います。

まず現状と課題ですが、一番上の四角の中となります。文部科学省から出された「2018年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」と比較した本市の状況が、太枠で囲んだ部分となります。

教育用コンピューターにつきましては、目標水準は3人に1台を推奨しておりますが、本市では11.5人に1台で、市の整備率は国や県を大きく下回っている状況です。また、無線LANについても未整備の状況となっております。

方策についてですが、五つ記載をしております。

現在は、各校のコンピューター教室にデスクトップ型を35台整備しているという状況でございますけれども、まず、①令和2年度9月に、小学校児童用コンピューターを1校平均80台、計720台整備することで、3人に1台の約半数である6.6人に1台の整備率を目指します。中学校生徒用コンピューターは、令和4年度に同様の整備を予定し、さらに、1台当たりの人数を文科省が掲げます推奨する数値に近づけていきたいと考えております。

②としまして、未整備である無線LAN、これは端末であるタブレットが機能するために必要なものなのですが、パソコン20台当たりアクセスポイント1台の整備を行います。アクセスポイントについては移動式とし、各教室でも使用が可能な整備をし、今後のコンピューター台数に応じて増台をしていきたいと考えております。

③としまして、次の2ページをごらんください。

デスクトップ型からタブレット型にかえることで、A一斉学習、B個別学習、C協働学習のさまざまな場面で活用をしております。

④としまして、3ページをごらんください。

従来のコンピューター教室からデスクトップ型をなくし、写真のようなアクティブラーニング室にすることで学習の形態、進度、内容に合わせて自由にグループを編成できるようにします。

1ページ目に戻っていただきまして、方策の⑤としまして、市長に全国ICT教育首長協議会に加入をしていただき、新しい情報を入手できるようにしていきます。市長公約の「もっと子育て教育のまち」の中でも、ICTを活用した教育環境の充実を掲げ、応援をいただいているところです。

この1、2月には、現場の先生方のご意見を聞く会議も考えております。

1 ページ目の中段でございますように、この整備を進めることで、子供たちが学習するよりよい環境を整えるために進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○川嶋委員 ありがとうございます。

報告第1号について、ご質問等がありましたらお願いします。

○高倉委員 先ほどのご説明、方策の1のところ、まずは小学校ということなのですが、この1校平均80台というのはかなり、小学校は規模の差が大きいので、具体的には児童数に応じた台数を割り当てていくというイメージでよろしいのですか。

○小泉教育部長 使う際には、教室にいる子供たちの台数があることが大事だと思っています。各学校の学級の児童・生徒数をこちらのほうでつかんでおりますので、その学校で一番多い学級が35人ということであれば、その学校に35台に見合った数、少ない児童数のところには、その35台よりも少ない数を整備して、どの学校においても、できるだけ同じ環境の中で使えるような形で整備していきたいということで、平均80という表現で書かせていただいたところでございます。

以上でございます。

○高倉委員 今のお話で、もう既に試算をされていて、来年度9月に720台、市内の小学校に整備するという事は、ほぼ確定ということよろしいのですか。

○小泉教育部長 これについては、市長部局にも提案して決定を認められているところでございますので、整備する計画で進めております。

○川嶋委員 ほかにございますか。

○高倉委員 同じくまた1番の整備率のところなのですが、中学校が2年後になるのは、これはちょうど今使っているデスクトップの契約の更新に合わせてということ、そのために、それは2年後ということよろしいのですか。

○小泉教育部長 今、委員おっしゃるとおりでございます、ちょうどリプレースの時期が令和4年度ということで考えておりますけれども、今現在、文科省でも、さらに早い整備をというようなことで方向性が出ているところでございます。その状況を注視しまして、うちの整備の計画している状況とあわせて、補助金等をいただくということも大事な事と思っております。

以上でございます。

○小林委員 これ今まで白井市は、基準の国や県よりもさらに遅れていたということで、それを3人に1人の目標をするには、相当の予算がかかると思います。補助金ということを書いていましたけれども、そういう国や県からの補助金も十分にあるのでしょうか。

○小泉教育部長 この計画を進める、今日お話しした内容に当たっては、補助金の対象とはなっておりませんので、市の単費ということになります。

以上でございます。

○川嶋委員 ほかにございますか。

○高倉委員 あと、この予算全体の中に、今回は何かハードウェアが入っているのですが、ITサポート員、済みません、正式名称はわかりませんが、先生方のそういったICTを使うに当たって、技術サポートをする方を増やしていくという話もあったと思うのですが、それは、

この計画の中にどういうふうに入っているのでしょうか。

○小泉教育部長 今、何名雇用するという形で予算盛りをしているという状況はないのですが、今現在、1名はICTの支援員もいますので、その方も担当していただきながら、これは今後はソフトの活用で、このコンピューターをどう使っていくかということをいろいろ研修も含めて、回ってくるソフト会社もいるのじゃないかなと思っております。今後、整備業者と検討していく中で、そういった提案も、うちからさせてもらいたいと考えております。

以上でございます。

○井上教育長 この計画で、最終的には予算、議会の承認を得てということになるかと思えます。今、部長からもお話があったのですが、国が去年の暮れぐらいから、1人1台とニュースで、一部の新聞、大きく見出しをにぎわしている新聞があるので、また新年になって、萩生田文部科学大臣でしたか。その冒頭の発言の中にも、一番に1人1台ということをやっているわけですが、よくよく見ると、小学校5年生から中学校2年生までとか、幾つかの制限はある中で書かれているのですが、確認です。現在、この国の流れでわかっているような状況がありましたら、教えていただきたいのですが。

○小泉教育部長 今、教育長から話がありましたように、まずは安倍総理の12月冒頭だったと思いますが、閣議決定の中で1人1台という方向があり、状況については注視をしておりました。その後、今年度中の補正予算として、国はその整備のための補助費を確保していくというような状況がございましたので、これは国から急に直接うちへ来るわけではなくて、県を通して等、いろいろ調査も含めて来ると考えておりますので、それには敏感に反応して、できればその補助金をいただきながら、さらに本日の報告よりも整備ができればいいなと考えているところではございます。

今現在は、本当にいろいろな情報を収集しながら、うちの計画の中で何とか、先ほどあった対象学年とか盛り込む方法はないだろうかというようなことを模索している状況でございます。もう少しははっきりしてまいりましたら、教育委員会議、あるいは市長部局、それから議会等含めてご報告を申し上げる機会があるかと考えております。十分な説明にならなくて申しわけないのですが。

○井上教育長 ありがとうございます。

実は、この計画をつくった後に、あれがバツと出てきた。

○小泉教育部長 そうなのです。

○井上教育長 それが実情です。ですから、これはできる範囲でということ。ただ、その次に出てきていますので、先ほども言いましたけれども、今のうちの計画に全てびたつとはまっていないのですよね、その補助金の形が。なので、困っている、困っているというか、何とかうまくいくといいなと願っていると言ったらいいのか。まだまだ国の方針も確定ではないので、いろいろまた、ぎりぎりまで変わってくるのじゃないかという。今の出ている形だと、どの市町村も間違いなく使いづらいなという、小中学校をまたいでいたりしている。大体はうちのように、小学校、中学校で分けてリリースでやっているということも多いので。部長がお話ししたとおり、十分注視しながらやっていかなきゃならないところだと思っております。

以上です。

○川嶋委員 ほかにございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○川嶋委員 では、出尽くしたようですので、報告第1号について終わりにします。

委員質疑

○川嶋委員 次に、8の委員質疑に入ります。

初めに、委員から質問の趣旨を簡単に説明願います。

(1) 本年度の市内小中学校勤務実態調査の結果と今後の取組みについて、高倉委員より願います。

○高倉委員 委員質疑(1)についてですが、ここ数年、毎年大体11月ぐらいに、小中学校の勤務実態調査を全国的にやっているということなので、本年度の結果を教えてくださいということと、ここ数年やってきて、毎年課題と取組みを繰り返していらっしゃるの、現時点での課題と、それからさらに、今後どういった対応、具体的に取組み内容等がありましたら教えてくださいと思ひまして提案いたしました。よろしく願います。

○川嶋委員 では、担当課から説明を願います。

○小泉教育部長 ありがとうございます。

今、高倉委員さんがおっしゃったように、11月に集計をした結果が12月に各校から報告されてまいりましたので、その結果をまずお知らせしたいと思ひます。

令和元年11月の平日1日の平均在校時間は、小学校と中学校に分けて申し上げますと、小学校が11時間10分、中学校が11時間42分でした。今年度の前半でも、6月の結果についてお聞きいただいておりますので、そのときとの比較をしますと、小中ともに約15分程度減少している状況でございます。

それから、勤務時間を1カ月で80時間を超える人数ということについても報告をいただいているところなのですが、6月と比べますと、小学校で6名、中学校で14名減少をしたという状況でございます。6月との比較ではなくて、1年前の同月の11月との比較ではどうかということで申し上げますと、小学校については、在校時間を30分減少しております。中学校については、残念ながらほぼ横ばいの状況で、これはちょうど11月が縮減が難しい進路業務、調査書の作成であったりとか、いろいろ子供たちの年が明けてからの受験についての準備ということで、これはなかなか短くできない部分があるのかなと察しをしているところでございます。

今後でございますけれども、県の調査の中で、今後、働き方改革を進めていくには、どんな観点が必要なのかと教職員に聞いていることがあるのですけれども、6割以上の職員が、県の調査や会議の縮減、それから学校を支援する人材の確保というようなことを挙げております。そうしたことを受けまして、市としましては、スクールサポートスタッフ、これは県が配置をしていくのですが、そちらを積極的に要望していくとともに、市が配置している補助教員の活用を積極的に進めていきたいと考えております。

あわせて、現在もやっておりますけれども、調査等の精選、取組みの重点化から、校務支援システムの有効活用を図って、負担軽減に努めてまいりたいと考えております。

なお、時間外に電話がかかってきた者に対して、アナウンスで対応するという点についても、導入の計画を進めているところでございまして、時間外に子供たちの授業準備であるとか、次の日のことについて、教員が集中して取り組むことができるようにするために、このアナウンス採用というの

が有効ではないかなと考えまして、今後、保護者へどのように周知していくかということや、アナウンスで対応する時間というのをどのぐらいにしたほうがいいのかということを経験者と協議をして進めてまいりたいと考えております。

現状で、以上でございます。

○川嶋委員 ありがとうございます。

○高倉委員 追加で教えていただきたいのが、月80時間超の教職員数を持っていらっしゃると思うので、先ほど減少数を教えていただいたのですけれども、実際80時間を超えている教職員の人数を小学校と中学校でおわかりでしたら教えていただけますか。

○小泉教育部長 小学校につきましては、対象201名のうち、17名が超えている状況です。中学校につきましては、対象127名のうち、約半数の69名が超えている状況で、何とか頑張ってほしいなと思う状況でございます。

○川嶋委員 ほかに質問はありますか。

○高倉委員 先ほど対策で、具体的にいろいろご検討していただいているのはありがとうございます。留守番電話の対応ということなのですけれども、多分、先行導入も、他の自治体があると思うので、何かご存じの事例、こういった状況だという形で、もし聞いていることがあれば教えていただけますか。

○小泉教育部長 まず、県内の県立高校につきましては、かなりの割合でそういう対応をしているということは以前から聞いておりました。

それから、印旛管内等でも、2市がちょうど本年度あたりから始めているという状況を聞いておりますので、そういった情報も集めながら、うちにぴったりした周知の仕方がどのようなかなということを検討している状況でございます。

○高倉委員 その中で特に、どちらかというところ、成功といいますか、比較的いいほうに向かっているのか、なかなか現場が混乱してしまっているのか、そういった感触としてはどういふふうに聞いていらっしゃるでしょうか。

○小泉教育部長 一つは、何か大きな病気だったりとか、事故があったりとかの対応ということかなと思っているのですが、いろいろな対応の仕方があると考えていますけれども、それだけ大きなものであれば、警察や、消防に一次的に連絡をしていただくのがいいというふうに対応しているところもありますし、教育委員会の誰かのところに連絡先ということで、本当に大変なことについては、そこに入ってくるような状況を整えているというような、それぞれの対応しているところがございますけれども、聞いたところによると、導入したことによって、それほどそんな大きな混乱はないと聞いておりますので、そういった状況も校長会に提供しながら、何時から何時がいいのかなということを考えていきたいと考えています。

以上です。

○川嶋委員 ほかの委員から、ご質問等あれば。

大丈夫でしょうか。

[「なし」と言う者あり]

○川嶋委員 それでは、出尽くしたようですので、次に行きたいと思っております。

続きまして、(2)特別教室へのエアコン設置予定について、高倉委員よりお願いします。

○高倉委員 この夏は、市内の小中の普通教室にエアコンが入りまして、本当に子供たちも、その前の年と比べると非常に安心して、保護者からも好評だったと思いますし、市で早急に対応していただいたのは、本当にありがたかったと思っております。

今後なのですが、普通教室だけという形でしたので、特別教室、音楽室、美術室といったところは未整備と聞いており、そこでも子供たちの活動もあり、かつ教職員、特に専科の先生方は、主にそこでほぼ1日いらっしゃるということを知っております。今後はそちらにも必要になってくると思いますが、今のところ、こういった計画があるかを教えていただければと思って質問いたしました。お願いします。

○川嶋委員 ありがとうございます。

それでは、担当課から説明をお願いします。

○板橋教育総務課長 エアコンのことということで、私から説明させていただきます。

特別教室のエアコンにつきましては、平成30年8月に策定しました小中学校空調設備の整備に係る基本方針というところで、初めに普通教室を導入しますと、その後特別教室や多目的については、個別に必要性を精査し必要な教室に設置するとされています。

特別教室というのは、委員がご指摘のとおり、音楽室とか図書室とか、コンピューター室もそうなのですが、というものと、また少人数教室とか進路指導室とか、普通教室に近いような教室もあって、どちらを捉えるかというのがあるのですけれども、まず前段の特別、私たち普通にイメージする図工室とか音楽室だと、今のところ設置率は33%です。そのほかの教室、少人数教室とかも含めると、27%の設置率になっております。

費用につきましては、改めて計算はしていないところなのですが、今年度リースを入れまして、リース方式で仮に導入した場合ですと、前段の本当に一般的な特別教室というか、限定された特別教室で4億円超えると思います。もっと広く少人数教室とか全ての教室に入れてしまうというイメージだと思うのですが、そうすると、6億5,000万円ぐらいになります。これは、先ほども言いましたが、今と同じようにリース方式で、特別教室をつけ加えたらこうなるという計算なので、必ずこうなるとは限らない、一つの目安だと思っていただければと思います。

今後なのですが、まず実際にお金がかかることなので、来年、再来年で予算をつける予定はありませんが、市では、令和3年度から総合計画の後期基本計画というのを策定しています。それと、何度もご案内しているかと思うのですが、教育委員会でも教育振興計画を策定してまして、その中で、特別教室のどこまでのところを特別と捉えて、いつ入れるかという計画の策定をその計画に位置づけたいなと思ってまして、導入までを入れるかどうかというのは、まだまだお金がかかることなので、そこまでの協議は市長部局とも全然済んでいませんので、今のところは、その検討する計画をその後期の計画に落とし込めたいなというところがございます。

以上です。

○川嶋委員 ありがとうございます。

質問等ありましたら、お願いします。

○高倉委員 先ほども出た補助金の関係なのですが、特別、普通も含めて、県内、国は、この空調整備については、補助金はリースだと出ないのでしたっけ。

○板橋教育総務課長 リースについては、補助金がないというふうな今の時点では、将来わからない

のですけれども確認しております。リースでなければ、補助金は可能性としてはあるかと思えます。ただ補助金は、全額は当然出ませんので、その部分、一般財源分をどうするかという課題があるというところで、市としては、普通教室についてはリースのほうが得だろうというような試算をしましてやったところでは。

以上です。

○川嶋委員 ほかにございますか。

○高倉委員 意見になりますが。そうしましたら、もちろんお金がかかることで、段階を経てというのはもっともなので、ぜひ計画の中で具体的に進められるようにしていただきたいのと、その中で、現場の声がかなり要望としても高いということをぜひ計画の中に入れていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○川嶋委員 よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○川嶋委員 それでは、ご質問等がないようですので、(2) 特別教室へのエアコン設置の件について終わりにします。

続きまして、(3) 白井市民文化祭表彰式について、私から質問の趣旨を簡単に説明します。

表彰式という名誉ある晴れ舞台なのですけれども、毎年、私たちも参加しておりまして、児童・生徒の表情がすごくかたくて緊張しているように、そういう緊張感のあるというのも、表彰式にはとても大事なことかなとは思いますが、笑顔が見られなくて残念かなと気になっておりました。教育委員会が考えるこの表彰式の目的、また子供たちにどのような体験をしてほしいと考えているのか、お伺いしたいと思います。

説明をお願いします。

○石戸生涯学習課長 文化祭ですけれども、今年で第63回、私、実は第33回ぐらいから大体30年、そのうちの半分ぐらい担当しておりましたので、文化祭と文化祭授賞式には大変いろいろ思いもございます。教育委員の皆様にも、文化祭授賞式、どうしてこういうふうになっているかということをご説明させていただきたいのですけれども、よろしいでしょうか。

授賞式は、以前の町の時代は、役場の正庁、それから文化会館大ホール、そして今、現在の中ホールと、会場を変えながら変遷してきています。昔は文化祭全般を教育委員会で直営しておりましたので、一般の方々も含めて授賞式を行っておりました。学校部門では、各学校ごとに、当時でいいますと、町長賞、議会議長賞、教育委員長賞の3長賞を授与しておりましたので、学校と一般を合わせて、受賞者が大体150人前後ぐらいいたと思います。

それから、若干学校が増えたり、一般部門でいろいろなジャンルが増えた中で、受賞者が二百数十人に膨れ上がったと思います。そのときにちょうど文化会館ができたので、大ホールで行うようになったのですけれども、平成の、特に10年代ぐらいになりまして、文化祭について、市民が参画する市民文化祭が求められるようになりまして、実行委員会形式で市民がいろいろなことを決めていくということになりました。その中で持ち上がったのが、市民の文化祭において、市民の作品に優劣をつけることの是非が問題になりまして、3長賞とか、文化祭に授賞式は必要ないという強い意見が市民の中から上がってしまったのです。

その中で、一般の部門では、自主的に賞を辞退することが広がりまして、学校の部でも、学校ごと

に3長賞を授与するのは、何か賞のばらまきじゃないかみたいな批判を市民から受けるようになりまして。準備も手間もすごく大変だったので、担当の先生方も、授賞式の廃止は賛成だったのです。ただ、そういった現場の担当の意見とは違って、授与したいという方もいらっしゃいまして、そのまま少し過ぎたということがありました。

平成24年に、文化祭が事業仕分けの対象になりまして、市民文化祭につきましては、会場だけは行政が提供するようにしても、そのほかは市民で担うべきだということになりまして、現在の文化団体協議会が核になって文化祭実行委員会を組織しまして、文化祭を運営していくことになりました。

ただ、児童・生徒に関しましては、個人情報の問題がありまして、その取り扱いが難しい関係で学校部門は、扱えないということで、学校部門だけは教育委員会で直営として続けていくことになりました。その際にも、授賞式の必要性が再び議論されたのです。担当の先生方の意見は、各学校でもできるから、なくてもいいよということだったのですけれども、各学校に持ち帰ってよく話していただいて、検討していただきたいということをお願いしたのです。

最終的には、校長会の意見という形で、学校以外の場で児童・生徒が賞を受けられる機会がすごく少ないのだと。児童・生徒が、学校とはまた違った公式の場で、緊張感を持って、そういう式典の中での振る舞いを学べる機会自体がめったにないので、教育の一環としても残してほしいという意見がありまして、それで授賞式を継続していくことになりました。

ただ、そのときに、受賞者がたくさんいたり、低学年、例えば小学校1年生も受賞することがありましたので、長過ぎる式典時間に非常にクレームが多かったので、各学校ごとではなくて、ガチの勝負で、小学校4部門、中学校3部門でそれぞれの賞を1人ずつという形で、全体で受賞者42名に絞った完結型の授賞式に改まってきた経緯があります。

だから、この授賞式の目的というのは、今後の励みにしてほしいということも一つありますけれども、学校部門ということで協力いただいている学校からの要望もありました。緊張感のある公式の場で児童・生徒が振る舞いを学び、賞を受ける経験をさせるというところが大きな要素になっています。

川嶋委員さんが言うとおおり、緊張感が目立つことが気になるということなのですが、確かに受賞者が、小学校1年生とかですと、本当にすごく緊張していて、なかなかそこにいるのも難しいだろうと、見ていてもよくわかるのです。それだけじゃなくて、小さい兄弟を持つ保護者の方もいらっしゃいますので、そのために短時間で終わるような配慮というのはしなきゃいけない。そういった方法を工夫したというのが実情です。

会場の動き方も、受賞が初めてにでもわかりやすいように、いろいろなことを工夫してきました。その中で、会場の空気をもうちょっと軽くしようと、今とは違うのですけれども、司会を女性のプロの方に、皆さんご存じだと思いますけれども、お願いしたり、それから昔は、盆栽を飾っていたのだけれども、そのかわりに職員が、なし坊のマスコットをつくって、子供たちが笑顔になるように配置したり、それから賞状の受け取り方を、その司会の方とかかけ合い漫才みたいな形で事前に模範演技とかを見せて、なるべく緊張感なく子供たちを受けられるようにしたいなと思ってやっていました。そういったことを続けるうちに、逆の意見になるのですけれども、受賞者の家族の方から、うちの子のせつかくの晴れの舞台なのだから、緊張感に欠ける進行はやめてほしいとか、逆にあったのです。もっと厳かな形で挙行してほしいというクレームも多くもらってまして、そんな中で今の授賞式ができ上がっているというところがあります。

以上でございます。

○川嶋委員 ありがとうございます。経緯を知る機会が今までなかったので、知れて、すごく参考になりました。

私は保護者なので、表彰者の中に知り合いのお子さんだったり、お友達だったりというのがいますので、そんな中での会話の中で気になるのが、もうがちがちだよねと。だけれども、保護者としては、晴れ舞台だから、衣装を用意して練習させたりとか、結構、期待感が保護者にもあります。子供もすごく期待を持っていて、表彰されることをすごく誇らしく思っている。ただ、そのうれしさ、喜び、家族も含めての喜びというのが伝わらないのは、残念かなと感じているのです。

私が、もちろん教育委員会が、どういう点に目的、目標を置いているのかというところは、公式の場での振る舞いだったりとか、今後の励みにというところはもちろん教育的視点で大事だなとは思いますが、私としましては、その表彰、そのアワードというのは、胆の部分というのは感動だと思っているのです。ですので、表彰式を家族でともに喜び、感動できるような温かみのある式にする工夫はできないのかなと、ここ数年ずっと考えておりました。

一つの私の考えなのですけれども、壇上で賞状を受け取る時に、作品をパワーポイントだったり、パネルだったり、もしくはリアルに作品でもよろしいのですけれども、そういうものを紹介することができたら、子供が自分自身に全ての視線が集まっているよりは、作品を見てもらっているという喜びも味わえるのかなと考えていたりとかしました。

やはり文化・芸術にもともと興味のある子供たちが集まっていますし、それを支えている保護者ですから、他者の作品を見るというのも一つの次への創作意欲、あっ、こんな工夫があるのかという、学習といいますか、創作意欲につながっていったり、参考としたりするところで成長につながるのではないかなと思いますし、喜び体験というのをプラスアルファにすることで、そこを目指す、3長賞をとれた、すごいというような子供の作品、これは夏休みにつくったりする作品も入っているので、親子の励みにも大変になると思うので、私が要望したいのは、感動というところで、児童・生徒の心に深く刻まれる表彰式というようなところで何か新たな工夫、試み、検討というものを要望したいなと思ひまして、今日は質問をさせていただきました。

○石戸生涯学習課長 お答えはいいですか。

○川嶋委員 お答えがあれば、していただけたら。お願いします。

○石戸生涯学習課長 確かに、感動があると、また次の意欲につながっていくと思います。

工夫という点について、文化祭授賞式も、以前は授賞者が、代表者から式台越しに賞状を受け取る一般的な表彰形式をとっていましたが、今は一人一人がスポットを当たるようにということで、式台の前で一人一人賞状を受けられるように変えてきた経緯があります。文化祭以外にも、スポーツその他さまざまな表彰が市内ではあると思うのですけれども、文化祭のように、実は一人一人が確実に、市長本人から手渡しで賞を受けられる機会ってほとんどないのです。ほかでいろいろな市内の大会があっても、代表者がもらっておしまいとか、そういう形になります。その意味では、非常に特別な扱いであると思います。ですから、多分そういう意味では、すごく先駆的な形に持ってきたと思います。

それから、受賞者が、最後に舞台中央からおられる形にしまして、会場を向いて、みんなから拍手を受けている姿をご家族が写真におさめられる機会という形で、そこでみんな1回立ちどまって、家族とか会場の皆さんに向かって誇らしげに、賞状見せてあげてねとか言って、そこで写真を撮

ってもらったり、そんなことをしています。これは家族サービスになっているのかなと思います。

さらに、式典の後に舞台を開放して、市長さん、議長さん、今、教育長さんですけれども、ツーショットという形で記念撮影の要望に応じてもらっています。これも多分、文化祭が最初だったと思いますけれども、ご家族の皆さんとも一緒に写真を撮ることも可能なので、家族で喜んでいも見受けられています。

そのほかにいろいろな方法ということと思いますが、一つ考えなきゃいけないことに、時間がありまして、実は文化祭で受賞したということで、家族でその日に特別なレストランを用意して、式の後にみんなで会食をしたり、ディズニーランドに行こうよみたいな、ご褒美のために時間を気にされていて、毎年、何時に終わるのですかと問い合わせがありますし、小さいお子さんたちが式典に耐えられるのか、そういう形で時間を非常に気にかけています。余りその時間が長くなるようなことはなかなか難しいと思うのですけれども、それ以外のことでできることであればとは思っています。

ただ、中ホールの中の舞台の会場でできることとできないことが実際はありまして、例えば映像装置みたいなものを使うというのは非常に難しかったりすることがありますので、その辺はいろいろ考慮させていただきながら、皆さんが感動してもらえようようなことができれば、考えさせていただきたいと思います。

○川嶋委員 よろしくをお願いします。

○井上教育長 今回のつけ加えて。パネルとかスライドというのは、結果的には作品が受賞しているので、その作品が見られるというのは非常にいい考えだなと僕は思っているので、余り負担にならないようなことで、できれば、作品もホームページに載せるとか、いろいろな形はあるかなと思うので、新しい取り組みは、ぜひやれるといいなと私は思っています。

あと、私は現場、学校にいたころには、そういう表彰式とか、もちろん儀式的行事、入学式・卒業式がありますけれども、学校でも賞状伝達といって、いろいろな賞をもらってきた子供に伝達する機会がたくさんありましたけれども、緊張感の子供を育てると思っていたので、過度な緊張は、もちろんよろしくないですけれども、ある程度の緊張は、その瞬間で必ずその子は伸びているので、いいことだなとは思っています。

以上です。

○川嶋委員 ありがとうございます。

○高倉委員 質問なのですけれども。

文化祭そのもので、昔、文化祭のときに表彰していたことがあったような、なかったようなのですけれども、そういうことは難しいのですか。作品を見てということであれば、知り合いでも当然、賞を受けたといったら文化祭に見に行く、まずはそこに見に行くというのを皆さんやっているの、そのときに何か表彰というのは、なかなか難しいのですか。過去にもないですか、そういうのは。

○石戸生涯学習課長 非常に難しい。

○高倉委員 難しいですね。

○石戸生涯学習課長 基本的に文化祭というのは、この学校部門だけではなくて、いろいろな一般の部門も含めて、1カ月以上にわたって、ほとんど毎日のように流れておりまして、この学校部門の展示に関しましても、基本的に学校から金賞という形である程度の賞をいただいた子たちが集まって、その中でさらに審査をして展示という形になります。その展示された、賞をとった一部の部分について

ても、場合によっては、友好都市のキャンパスピのほうにも送られることがあったり、そのほかの、学校の郡の文化祭みたいのがある、そちらのほうに回ったりしますので、ある程度、短い時間の中で審査をして、その式を用意してというのはなかなか、場所もないことがあって難しいかなということがあります。

○高倉委員 わかりました。

○川嶋委員 ありがとうございます。

では、8の委員質疑については、これで終わります。

以上で、本日の議決事項、報告事項及び委員質疑に係る議事については終わりました。

非公開案件の前に、その他の意見、お願いいたします。

何かありましたら、その他、お願いします。

○石田文化センター長 9月3日開催の教育委員会議の協議第1号 白井市文化会館大ホールの客席天井の改修工法等説明において訂正がありますので、説明させていただきます。訂正の趣旨などは事前に説明しておりますが、訂正箇所等は、議事録4ページ、上から12行目の「②から⑦の工法は基準に適合しておらず、施工したとしても既存不適格の状況ではありますが、現状より安全性を高める方法としての案となります。」のうちの「②から⑦」とした部分です。正しくは「⑤から⑥」でございました。説明誤りがあり申しわけありませんでした。

以上でございます。

○川嶋委員 ありがとうございます。

質問等ございますか。

○小林委員 確認ですけれども、そのとき、私、たしか質問していたと思うのですけれども、いろいろなものが老朽化してきているので、抜本的に将来、修正していく、解消していくとか、そういう方向の中で、一時的措置としてこの⑥にということで合意したと思うのですけれども、その確認だけ、もう一度お願いします。

○川嶋委員 石田センター長お願いします。

○石田文化センター長 委員のおっしゃるとおりでございます。

○井上教育長 この件について、この訂正の公開については、どのようにしていきますか。

○板橋教育総務課長 公開につきまして、9月の議事録の発言の訂正があったと思うのですけれども、公開用の議事録というのもホームページに出ております。そちらにつきましては、市民の皆さんはよく見るものですので、今言ったところの番号を訂正させていただいて、ただ議事録そのものを変えるわけにもいきませんので、そこに米印か何かをして、この本日の会議において訂正があったので、こういうふうに差しかえていますとか、訂正していますということを明確にしていきたいと思いません。

それと、教育総務課では、会議録そのものの原本、皆さんの署名入りの議事録がありますので、そちらは当然直せないと思っていますので、そちらについては、本日の趣旨があったことを一緒に差し込んでおきまして、ホームページで、何でこうなっているのかということが後から見てもわかるようにしていきたいと考えております。

以上です。

○川嶋委員 ありがとうございます。

それでは、客席天井の件につきましては、よろしいでしょうか。

[「はい」と言う者あり]

○川嶋委員 では、終わります。

次に、非公開案件に入りたいと思います。

傍聴人の方、退席をお願いします。

休憩します。35分に再開します。

午後3時25分休憩

午後3時35分開議

非公開案件 報告第2号 「準要保護児童・生徒の認定に係る報告について」

以上で本日の議決事項、報告事項及び委員質疑に係る議事については終了いたしましたので、これ以降の進行については、井上教育長にお願いします。よろしくをお願いします。

○井上教育長 川嶋委員には、議事の進行をありがとうございました。

残りについては、私のほうが進行を行います。

○その他

○井上教育長 その他に行きます。

その他ありましたら、お願いします。

○石戸生涯学習課長 白井市学習等供用施設、富士センターが、昨年12月17日になりますけれども、文部科学省の第72回優良公民館表彰を受けましたので、ご報告させていただきたいと思います。

活動の評価につきましては、共働き世帯で朝早く家を出なきゃいけない家族の子供が学校に登校するまでの時間、1人になってしまうということで、早朝預かりという形で児童厚生員と一緒に早朝預かりする活動が評価されて、今回、千葉県内では3館、純粋な公民館じゃなくて、公民館類似施設という形としては、県内で唯一受賞する形になります。

以上でございます。

○井上教育長 今の件につきまして、ご質問等ありますでしょうか。

[「なし」と言う者あり]

○井上教育長 では、ほかにありましたらお願いします。

○板橋教育総務課長 私のほうから、令和元年第4回白井市議会定例会の報告をさせていただきます。まず会期は、元年11月25日から12月19日、25日間でした。

教育部の議案としましては、白井市駅前公民館、駅前児童館及び白井駅前老人憩いの家の指定管理者指定について、白井市学習等供用施設の指定管理者の指定について、平成31年度白井市一般会計補正予算（第9号）、平成31年度白井市一般会計補正予算（第10号）です。

議案の内容としましては、令和元年11月教育委員会定例会及び令和元年12月教育委員会臨時会において説明のとおりです。

臨時会じゃなくて、定例会です。失礼しました。

議案審議結果としましては、1から3の議案につきましては、12月9日に開催された教育福祉常

任委員会の審議後、12月19日木曜日に開催された本会議において採決され、提案内容について可決されました。

また、④の議案につきましては、12月19日に開催された本会議において追加上程し、可決されました。

3の一般質問についてです。教育部門は5議員でした。

まず、和田議員からは、桜台自校式給食における現状確認と今後について。②番の中川議員からは、公立学校教職員給与特別措置法改正案の1年単位の変更労働時間制についてです。次のページに行きまして、徳本議員からは、白井市の学校給食のあり方について。斉藤智子議員からは、外国人の子供の就学状況と日本語教育の現状について。柴田議員からは、自校式給食に関する論議についてという一般質問がありました。質問概要と回答概要は、記載のとおりでございます。

4番の陳情審査につきましては、白井市文化会館大ホールの客席天井の改修方法について。陳情事項としましては、文化ホールの天井の改修については、文字どおり市民の安全にかかわる重大な関心事であることを踏まえ、市議会として市長及び教育長に対して「利用者や市民への十分な情報の公開と説明を行い、日本建築学会などの科学的な知見を参考とするなどの慎重な手続による市民合意を得た方式とすること」を要請してくださるよう陳情いたしますということでした。

陳情での主な意見としましては、安全性を優先した工法にすべきではないか。その際には工事までの準備期間はこれまでどおり開館を運営し、工事が始まったら閉館する。という意見があった一方、安全性を考えたら一刻も早く、現状の安全性を向上させるワイヤ工法を実施し、今後検討する同館のあり方の結果に沿った天井に改修すべきであるとの意見がありました。また、市からの情報提供が不十分ではないかとの意見もありました。

なお、詳細につきましては、今後作成される会議録をごらんいただきたいと思います。

議会報告につきましては以上です。

○井上教育長 今回の件につきまして、ご質問等がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○板橋教育総務課長 それでは、教育委員会の1月、2月の予定が付されておりますので説明させていただきます。

1月が、教育委員会議、本日でございます。1月11日土曜日、第4回「しろいたこあげまつり」。それと16日、木曜日、令和元年度市町村教育委員研究協議会、文部科学省で、これは齊藤委員が出席ということになっています。30日が第2回教育長・教育委員研修会、市原市民会館でございます。2月4日が教育委員会議です。この後、本当は総合教育委員会議を予定しようかと思ったのですが、今、日程調整ということでいただきましたので、また調整させていただきます。2月13日が議会招集日、第1回定例会です。18、19、21、25が一般質問になっております。あと、21日は令和元年度市町村教育委員研究協議会がございまして、小林委員と川嶋委員と高倉委員が出席ということになっております。26日は委員会付託がありまして、2月28日が教育福祉常任委員会の委員会になります。

そのほかで、生涯学習課です。1月12日が成人式。16日が立春式。これは白井中で教育長が出席となっております。

スケジュールについては以上です。

○井上教育長 このスケジュール等について、2月4日については、後ほど教育長室で検討したいと思います。

そのほかのことでもありますでしょうか。スケジュールについて。

○石戸生涯学習課長 1月12日、成人式を行います。今年度の成人式につきましては、式典のみという形になりますので、以前のような写真の撮影とかは今年からなくなりますので、式的には比較的早く終わると思いますし、委員の皆様には何か特にお願ひするということは今回はございませんので、その日いらしていただければと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○井上教育長 イベントもなくなったのですね。

○石戸生涯学習課長 イベントもないです。

○井上教育長 去年、太鼓でしたものね。

○石戸生涯学習課長 はい。

○井上教育長 八千代高校のね。ですので、イベントも写真もなくなったので、かなり短時間で終わるのかと。

○石戸生涯学習課長 今回、成人式のあり方ということでアンケートをとらせていただいたのですが、その中で要望としては、式典のみでよいというのが一番多かったのです。多分、みんな一時的に集まって、その後、すぐどこかへ行きたいのだと思います。

○井上教育長 早く出たいのですね、参加者たちも。成人の人たちも、あそこに集まって、早く次に行きたいのですね。

○川嶋委員 質問いいですか。

○井上教育長 どうぞ。

○川嶋委員 実行委員会形式というのは、変わりなくということですか。

○石戸生涯学習課長 実行委員会も、今年度につきましてはございません。

○川嶋委員 いないのですか。

○石戸生涯学習課長 はい。実行委員会を実際に引き受けてくれる方々がいなくなってきたという事情で、今まではいろいろな学校にお願ひして、人を探していただいてやっていたのですが、そういう方々、若者も勤められたり、忙しくて、実行委員会もなかなか成り立たなくなってきた、一部の子たちの負担という形になっておりますし、学校からも、生徒とずっとかかわっているわけじゃないし、個人情報扱いということもありますので、なかなか難しいということだったので、昨年度の実行委員会の中で話をしてもらって、実行委員会形式ではなくていいのじゃないか、教育委員会で手伝ってくれる人たちだけを募集して、それに集まってくれた方でできることという形で、今回は、成人者の代表で受け取ってくれる方とかそういった方につきましては、公募や、紹介していただいて参加していただいているという状況です。

○井上教育長 お手伝いという感じですか。桜台中の子たちがいっぱい名簿にありましたが、僕が見たのは、あれはお手伝い。

○石戸生涯学習課長 お手伝いです。

○井上教育長 実行委員会じゃなくて。お手伝いとスタッフみたいな感じですか。

○石戸生涯学習課長 そうですね、はい。ボランティアという形です。

○井上教育長 ボランティアという感じ。何をやるのですか。受付とか、来賓の案内とか、そういう

のはやるのですか。

○石戸生涯学習課長 そうですね、そういった形で。

○井上教育長 じゃあ、実行委員会がやっていたようなお手伝いはするのだね。

○石戸生涯学習課長 今までのような会議を何回も繰り返すということではなくて、事前に打ち合わせして。

○井上教育長 何回も来なきゃいけないから。

○石戸生涯学習課長 はい。

○井上教育長 司会は誰がやるの。

○石戸生涯学習課長 司会は、成人者になると思います。

○井上教育長 大分、変わりますね。それはそれでいいと思いますけれども。

○石戸生涯学習課長 変わり過ぎて、保護者から何か意見が出るのではないかなと思います。

○井上教育長 でも、参加者のアンケートでそうなったと言えば、問題ないよね。すっきりしていいんじゃない。

ほかにありますか。

よろしいですか。

○小林委員 3月の卒業式とか4月の入学式の予定というのは、もう決まっているのですか。

○井上教育長 出席者、教育委員の予定は、来月でもいいですか。

○高倉委員 日程だけは決まっていますよね。

○井上教育長 日程はもう決まっている。

中学校は12日、小学校は18日です。

それでは、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、これをもちまして終わりたいと思います。

次回については、この後、協議したいと思います。お疲れさまでした。

午後3時48分 閉会